# 第四次町田市子ども読書活動推進計画

(2020年度~2024年度)



2020年2月

町田市教育委員会



## 第四次町田市子ども読書活動推進計画 目次

第	1	章 子どもの読書活動推進の意義と状況・・・・・・・・・・・・・	2
	1	子どもの読書活動推進の意義	
	2	子どもたちの読書の状況	
第	2	章 子ども読書活動推進計画の策定・・・・・・・・・・・・・・	5
	1	国、都における子ども読書活動推進計画	
	2	町田市における子ども読書活動推進計画	
第	3	章 第三次計画の成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	1	「第三次計画」の取組と成果	
	2	重点的取組	
	3	「第三次計画」の課題	
第	4	章 「第四次町田市子ども読書活動推進計画」の策定・・・・・・1	3
	1	基本理念・基本目標	
	2	市民と行政の役割について	
	3	取組について	
	4	計画における子どもの定義	
	5	計画の期間	
	6	計画の進行管理	
第	5	章 本計画の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	7
	1	重点的取組	
	2	取組一覧表	
	3	個別取組	
参	考	<b>資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b> 3	7

#### 第1章 子どもの読書活動推進の意義と状況

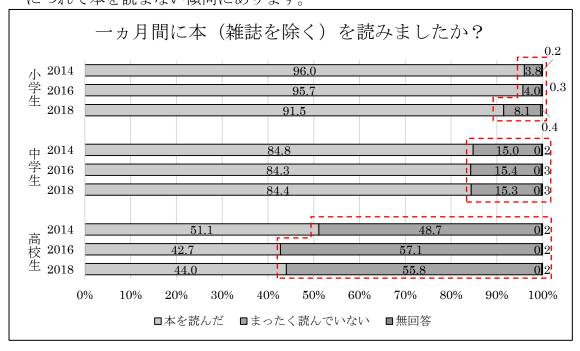
#### 1 子どもの読書活動推進の意義

読書をすることは、人間が生きていく上で重要な意義を持ちます。とりわけ子どもにとっては、これからの長い人生を生き抜くのに大切な力を身に付けるために必要不可欠な活動です。

しかし、前計画策定以降、子どもの読書離れ、テレビやスマートフォンによる子守りなど、子どもを取り巻く環境の変化等が指摘されており、その中で子どもの自発的な読書活動を促すことが難しくなっています。読書を楽しむには豊かな言葉に触れたり、様々な経験をしたりすることも必要です。さらに本を読むには読解力が必要ですが、それは成長とともに自然に身につくものではありません。幼児期からの語りかけ、絵本の読み聞かせのような周囲の人々の働きかけ、地方公共団体の取組等により、子どもたちが読書しやすい環境を整えることが必要です。

#### 2 子どもたちの読書の状況

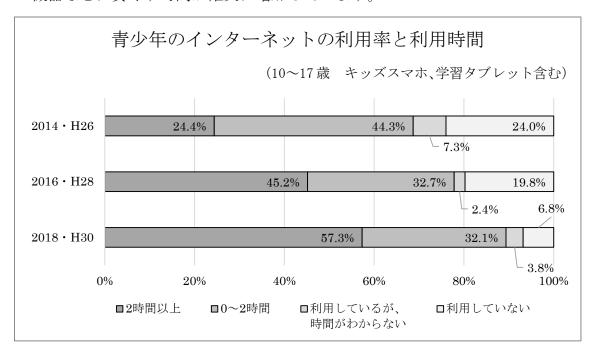
2018年学校読書調査において、「一ヵ月間に本(雑誌を除く)を読んだことがあるか」の問いに対し、小学生の 91.5%が「本を読んだ」と回答している一方で、「まったく読んでいない」小学生は 8.1%でした。中学生は 84.4%が「本を読んだ」、15.3%が「まったく読んでいない」、高校生は 44%が「本を読んだ」、55.8%が「まったく読んでいない」と回答しており、年齢が上がるにつれて本を読まない傾向にあります。

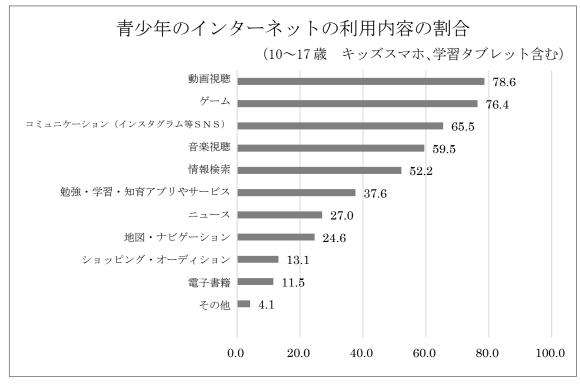


「第64回(2018年)学校読書調査」(全国学校図書館協議会)より

2018年における「まったく読んでいない」小学生は大幅な増加となっており、「徐々に小学生にも広まりつつあるスマートフォンの影響があるのだろうか」と同調査で分析されています。

更に、平成30年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」によれば、 平成30年度には、対象の児童・生徒の93.2%がインターネットを利用、かつ 全体の57.3%が1日に「2時間以上」利用しており、スマートフォン、ゲーム 機器などに費やす時間が確実に増加しています。





平成30年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)より

「青少年のインターネットの利用内容の割合」を見ても、「動画視聴」「ゲーム」「コミュニケーション(インスタグラム等SNS)」等に時間を割いていることがわかります。

先述の「まったく読んでいない」小学生の大幅な増加から見ても、動画視聴等の普及により、ますます子どもたちが本と離れる傾向は強くなっていく可能性があります。

このような状況の中で、子どもたちが多くの本と出会う機会をつくり出し、 読書のすばらしさや楽しさを体験できるよう、家庭、地域、学校等が連携し、 読書環境の整備を行うとともに、社会全体で子どもの読書活動を支えていく 必要があります。

#### 第2章 子ども読書活動推進計画の策定

#### 1 国、都における子ども読書活動推進計画

国は2001 (平成13) 年12月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。同法では、子どもの健やかな成長に資する読書環境を整えるため、「国及び都道府県、市町村はそれぞれ、読書活動推進計画の策定に努め、公表しなければならない」、「読書環境の整備は地方公共団体の責務である」(第9条)と明記し、2002 (平成14)年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下、「基本的な計画」)」を策定しました。これを第一次計画として、2018 (平成30)年4月には第四次の基本的な計画が改定されました。それまでの計画からの主な変更点は、①読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとに効果的な取組を推進、②友人同士で本を勧め合うなど、読書への関心を高める取組の充実、③情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響の実態把握・分析の実施、の3点です。

また、東京都は、2015 (平成 25) 年 2 月に第三次「東京都子供読書活動推進計画」を策定し、2015 (平成 25) ~2019 (平成 31) 年度の5ヵ年で、①不読率(※)の更なる改善、②読書の質の向上、③読書環境の整備を目標に、成長段階別の取組とオリンピック・パラリンピック開催を見据えた読書活動の推進を行っています。

※不読率:1か月に一冊も本を読まない子どもの割合

#### 2 町田市における子ども読書活動推進計画

#### (1) 「町田市子ども読書活動推進計画」

町田市では、2004年12月に「町田市子どもマスタープラン(主管課:子ども総務課)」の一部として「町田市子ども読書活動推進計画」を策定しました。その後、2010年3月に「第二次町田市子ども読書活動推進計画」(以下、「第二次計画」)を「町田市子どもマスタープラン」から独立した形にし、同様に2015年2月に「第三次町田市子ども読書活動推進計画」(以下、「第三次計画」)を改定しました。これらは、町田市の子どもの読書活動に関する総合的な施策を、それぞれ5ヵ年の計画としてまとめたものです。「第三次計画」は2019年度で5年目が終了するため、ここに「第四次町田市子ども読書活動推進計画」(以下、「第四次計画」)を策定することとしました。

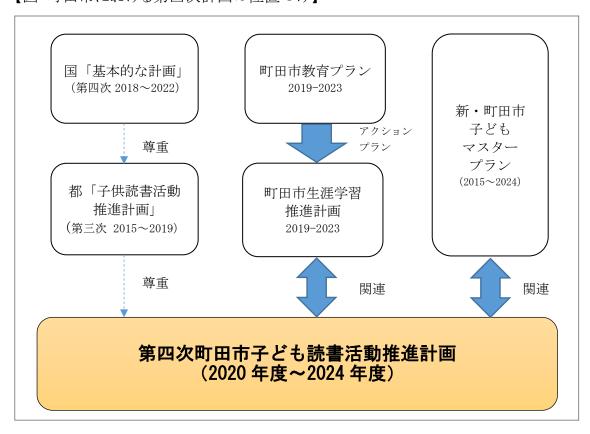
### (2)「町田市教育プラン 2019-2023」と「新・町田市子どもマスタープラン」

町田市教育委員会は、2009年2月に町田市における教育の振興のための施策に関する基本的計画である「町田市教育プラン」(以下、「教育プラン」)を策定し、2019年3月には、第3期の「教育プラン2019-2023」を策定しました。

「教育プラン 2019-2023」とその生涯学習施策のアクションプランである「生涯学習推進計画 2019-2023」では、子どもの読書活動推進に関して、学校図書館の機能強化を掲げ、学校司書を配置し、図書館との連携も強化して、活性化・充実を図ることとしています。また、第四次町田市子ども読書活動推進計画を策定・推進することや、外国語の絵本・児童書の蔵書を増やすこと、学校図書館と図書館の連携を強化することが取り上げられています。

「町田市子どもマスタープラン」は子どもや家族に関する施策の基本的な方向を示すものであり、2005 年度から 2014 年度までの 10 年間の計画推進の後、「新・町田市子どもマスタープラン」が 2015 年度から 2024 年度までの子どもに関する施策の総合計画として策定されました。新プランでは、子ども読書活動推進事業を行うことがコミュニケーション能力を育てる取組として上げられ、計画の基本理念と目標が紹介されています。

### 【図・町田市における第四次計画の位置づけ】



#### 第3章 第三次計画の成果と課題

#### 1 「第三次計画」の取組と成果

「第三次計画」では、第二次計画から継承している基本理念と3つの基本目標に基づいた取組を行ないました。

#### 基本理念 「自ら進んで本を読む子を育てる」

基本目標1:子どもが本と出会うきっかけ作り

基本目標2:いつでも身近なところに本がある環境作り

基本目標3:子どもの読書に関わる人の配置と育成

#### (1)子どもが本と出会うきっかけ作り

おはなし会や読み聞かせ、紙芝居上演などが各施設で実施され、また、各施設におけるボランティアグループの活動の広がりも見られるようになりました。

マイ保育園登録での絵本配布(※)は好評で、2019 年度からは選べる絵本を一部差し替えて継続しています。

#### ※マイ保育園登録と絵本配布とは:

「マイ保育園登録」とは、在宅子育て家庭が近隣の公私立保育園をマイ保育園(かかりつけ窓口)として登録し、困ったときに気軽に相談したり、園からの子育で情報を受け取ったりする仕組みです。0 歳で新規に登録した赤ちゃんと保護者には、赤ちゃん向け絵本5 冊から、ご希望の1 冊がプレゼントされます。この5 冊の絵本は、図書館が選定した「赤ちゃんと楽しむ絵本」リーフレットから更にセレクトしたものです。

#### (2) いつでも身近なところに本がある環境作り

学童保育クラブや子どもセンター等では、寄付本や図書館からの団体貸 出活用などで備え付けの図書の充実を図りました。学校図書館では、図書標 準を達成した学校数が増加しました。

保護者への情報発信として、若い親世代に向け、スマートフォンで情報を取得しやすい Twitter に図書館公式サイトを開設しました(2017年3月)。また、同じく2017年3月にスタートした「まちだ子育てサイト」にも、各施設からおはなし会等のイベント情報を掲載しました。

#### (3)子どもの読書に関わる人の配置と育成

保護者向け講座として、2017 年度から図書館主催で、小学校の保護者向け読み聞かせ講座を開始しました。基礎編・応用編を実施し、好評です。子育てひろば事業でも、図書館と保育園(地域子育て相談センター)と共催で絵本講座を実施しました。

学校図書館担当者研修は、2017年度から回数を年3回から5回に増やし、 担当者が受けたい内容についてアンケートを取って、その回答を反映した テーマも取り上げるなど、充実を図りました。

#### 2 重点的取組

「第三次計画」では、第二次計画の課題であった連携事業の充実や、学校間格差の解消などのため、3つの重点的取組を定め、実施しました。

#### (1) 地域での連携事業の充実

2015年5月、学校や子どもセンターなどと近接している忠生市民センター内に、忠生図書館を開館しました。忠生図書館を、地の利を生かし近隣の関連施設と連携して読書推進事業を行うモデル館とし、図書館と関連施設との連携強化、子どもたちがより身近に本に親しめる環境整備について重点的に取り組みました。

#### (ア) 子どもセンターただONとの連携

夏休みの出張イベントとして、調べ物を通じて図書館に親しみを持ってもらう謎解き (子ども向けレファレンス講座)「調べてミッション!」を実施し、多くの子どもが参加してくれました。(2018年度 22人、2019年度 22人)



写真:2018年にただONで行われた「調べてミッション!」子どもたちは本を使って謎解きをしています。

#### (イ) 学童保育クラブとの連携

図書館内で学童保育クラブのためのおはなし会やブックトークを実施しました。

#### (ウ) 学校との連携

忠生中学校、山崎中学校等、近隣の学校に出張してブックトークを実施 しました。

(エ) 忠生市民センターの3歳児健診にあわせた連携 保健予防課と連携し、乳幼児向けおはなし会を実施しました。

このように、忠生図書館は近隣施設と連携した読書活動事業を多数企画 し、取組の推進に努めました。また、子どもセンターただONとのつながり から発展して、子どもセンターまあちは、オープンした 2016 年から、中央 図書館やさるびあ図書館と連携しておはなし会を開催しています。

#### (2) 学校での取組の強化

「第三次計画」の策定時点では、各学校の読書推進活動への取組に差がありました。このため、全ての市立小・中学校が教育課程「指導の重点」へ読書活動について明記することとし、それぞれが読書活動に取り組みました。また、学校図書館担当者研修では、『学校図書館充実ハンドブック』に取り上げられた先進的な取組をしている学校の事例紹介や各学校担当者間の情報交換を行いました。

#### (ア) 特色ある活動例

#### <小学校>

- ○読み聞かせ集会 お話にでてくる動物の鳴き声のまねをして、みんな でお話の世界を楽しみました。
- ○お話こんだて 本の中に出てくるメニューを、給食の献立に取り入れました。

#### <中学校>

- ○ビブリオバトル 堺中学校では、国語のプレゼンテーションの授業の 一環でビブリオバトル(書評合戦)を実施しました。
- (イ) 『学校図書館充実ハンドブック』に取り上げられた学校事例

○図師小学校の学校図書館はパソコンルームと同室になっています。こ の長所を生かして、調べ学習を効率的に行うことができます。

> 写真:図師小学校の学校図書館と PCコーナーは同室になって いて、調べ学習に便利です。



さらに各学校は、家庭への働きかけとして『家庭学習の手引き』を配布し、 家庭での読書習慣確立の啓発を行いました。

### (3) オリンピック・パラリンピック教育支援、書評合戦の普及啓発支援

図書館では、オリンピック・パラリンピック関連図書の収集に力を入れました。

また、書評合戦ビブリオバトルは、図書館まつりでの発表形式イベント、 生涯学習センターの 2016 年夏の平和祈念イベントでの「よみたい本コンテスト」(子ども向けのおすすめ本を市民や図書館員がビブリオバトル風に紹介)、学校での取組や、それに対する図書館のフォローなど、様々な形で実施することができました。

#### 3 「第三次計画」の課題

第三次計画における取組と成果及び、子どもたちの読書の状況から導き出された課題は以下のとおりです。

#### (1) おはなし会ボランティアの参加機会を拡充する必要があります。

子どもの読書活動を推進するという共通の目的のもと、学童保育クラブや 子どもセンターをはじめとする市内の各施設で、おはなし会や手遊び、紙芝 居などを地域のボランティアと協働で行いました。

インターネットやスマートフォンの普及によって、子どもたちを取り巻く 環境が変化する中、今後も各施設や市民が協力して、幼少期から子どもが本 と出会うきっかけづくりを行うことが重要です。

多くの市民に関心を持ってもらえるように、おはなし会ボランティアの活動を広く PR 周知することが求められています。また、各施設でのボランティア活動を活発にするために、おはなし会ボランティアの養成やスキルアップ講座などを充実させる必要があります。

#### (2)図書館と学校図書館の連携を充実させる必要があります。

全ての市立小・中学校が教育課程の「指導の重点」に読書活動について明記し、様々な取組を行いました。また、「学校図書館図書整備計画」を作成し、学校図書館資料の充実を図ってきました。

しかしながら、「第64回(2018年)学校読書調査」の結果では、全国的に「まったく読まない」小学生が増加している傾向が見られます。また、町田市においては、町田市の小学6年生の約3割、中学3年生の半数以上が、学校図書館や地域の図書館を利用していない、という状況にあります。(「全国学力・学習状況調査(平成29年度)」より)

学校図書館は、児童・生徒が読書をするのに最も身近な場所です。学校図書館の「読書センター」「学習・情報センター」としての機能を強化していくことが求められています。図書館は、学校図書館の図書資料を学校支援貸出や団体貸出で補完したり、学校図書館の研修に協力するなど、学校図書館との連携を充実させていくことが必要です。

### (3)「えいごのまちだ」の推進と国際化社会への対応が求められます。

「第三次計画」において、図書館や学校図書館は、オリンピック・パラリンピック関連図書の収集に力を入れました。

また、「教育プラン 2019-2023」の中で「えいごのまちだ推進事業」として、小・中学校での英語教育を推進していくことが位置づけられ、2020 年度から小学校から英語の授業が開始されました。

以上から、図書館でも外国語の絵本や児童書の蔵書数を増やすなど、「えいごのまちだ」を町田市全体で推進することが必要です。加えて、入管法の改正により外国人労働者が増加しており、外国語を母国語とする子どもたちのための外国語図書や日本語教育の図書の充実も求められています。





### 第4章 「第四次町田市子ども読書活動推進計画」の策定

#### 1 基本理念・基本目標

「第四次計画」の策定に当たって、これまでの基本理念を継承し、かつ、第 三次計画の課題を踏まえて、以下3つの基本目標を設定します。

## 基本理念:自ら進んで本を読む子を育てる

基本目標1:子どもが本と出会うきっかけ作り

基本目標2:いつでも身近なところに本がある環境作り

基本目標3:子どもの読書に関わる人の配置と育成

#### 2 市民と行政の役割について

#### (1) 市民(家庭・地域)の役割

#### ①子どもの自主性を大切に

子どもの興味や関心は多様であり、年齢とともに変化するものです。大人の価値観や既成概念を押し付けたりせず、子どもの可能性を広げる様々な本に出会えるようにすることが大切です。

#### ②家族と一緒に育てる読書の習慣

家族で同じ本を読み、子どもを中心に読んだ本の感想を伝え合うことで家族のコミュニケーションを深める活動「家読(うちどく)」が2006年に提唱されました。同じ本を読むことはもちろんですが、いつも本に親しんでいる大人が身近にいることで、子どもの読書習慣がより効果的に身につくと考えられます。言葉で読書の大切さを説くよりも、大人自身が様々な本を読み、楽しんでいる姿を見せることや、忙しい毎日の中でも子どもとの読書の時間を大切にする姿勢こそが、子どもを読書に誘う近道です。

#### ③地域ボランティアが支える読書活動

学校や家庭だけではフォローしきれない部分を支えるのが地域ボランティアの活動です。地域ボランティアは、小学校での読み聞かせ等を行うことで子どもたちに新しい本の世界を提示し、子どもの読書活動を支えています。

#### (2) 行政の役割

#### ①市民活動を活かす支援

子どもの読書に関わる団体や組織、ボランティアの活動が、さらに広が り深まるよう、行政は様々な方法で支援します。

図書館のほか、町田市民文学館ことばらんど(以下、文学館)や生涯学習センター、教育総務課、指導課、子ども総務課、児童青少年課、子育て推進課、保健所(保健予防課)など、子どもに関わる施策を担当する各課が、それぞれの持ち味を活かして、市民活動を応援するステージとノウハウを提供します。

#### ②子どもの読書に関わる人材の育成

子どもたちが、かけがえのない本と出会うには、子どもが好きで本のことを良く知っている「人」の存在が不可欠です。子どもの読書に寄り添い、適切な手助けをしてくれる人材の育成に努めます。

#### ③推進計画の周知、理解促進

子どもの読書活動推進の主役は市民自身です。家庭や地域等、子どもの読書に関わるすべての大人が推進計画の理念に共鳴し子どもの読書活動推進の輪が広がるよう、行政は広報やホームページ等様々な方法で周知に努めます。

#### (3) ライフステージに応じた各施設の取組

#### ①家庭・地域

子どもたちにとって最初の読書への入り口は、各家庭での語り聞かせ や読み聞かせです。また、地域の子どもたちを対象とした文庫や読書会は、 子どもたちにとって本や大人との出会いの場として、大変重要な役割を 担っています。家庭や地域でのそうした自主的な活動を、図書館は資料・ 情報の提供を通じて支援します。

#### ②保育園・幼稚園・こども園

市内には公立保育園のほか法人立保育園、私立幼稚園などがありますが、読書活動に関わる環境や条件は施設によって大きく異なります。また、それぞれの施設に関わる人々が、相互に情報交換や交流する機会も限られているのが現状です。

保育園、幼稚園は、各協会から代表者を選出し、町田市子ども読書活動 推進計画推進会議に参加します。市の関係部署・機関と読書活動に関して 情報交換し、それを各施設に共有します。また、保護者に向けては、機会 あるごとに子どもの本に関する情報等を提供するように心がけます。

図書館は、団体貸出制度等を通じて、各施設の資料の充実を支援します。

#### ③小学校 • 中学校

児童・生徒が本と触れ合うことができるよう、各学校が特色ある読書活動を行います。

また、小・中学校の学校図書館は、多くの子どもたちが初めて出会う図書館です。より多くの子どもたちの読書人生に良い影響を与えるためにも学校図書館の活用は最も重要です。授業に役立つ本はもちろん、子どもたちの読書への関心をかき立てるような新しい本が豊富に備えられていなければなりません。また、児童・生徒が自主的に読書に親しむことができる、読書センターとしての機能を一層充実し整備すること、居心地のいい快適な空間を提供すること、図書指導員や学校司書といった子どもと本を繋ぐ人の配置が不可欠です。

#### ④子どもセンター・学童保育クラブ

子どもセンター・学童保育クラブは、子どもたちが自由に本を読めるように、図書館の団体貸出などを利用して資料の充実を図ります。また、ボランティア等の協力も得て、「おはなし会」等の読書活動推進イベントを実施します。

現在、子どもセンターぱお分館 WAAAO にて行っている図書館資料の受け渡しについては、他の場所でも連携できるよう検討していきます。

#### ⑤高等学校

生徒が読書に関心を持つように、図書館から新刊図書案内の配布、インターネット・Twitter を用いて読書関連イベントの案内等を行います。

ヤング・アダルトサービスを実施している図書館や文学館と連携し、もっとも多感な世代が本との豊かな出会いを持てるようにします。

#### ⑥公共施設

市立図書館は、子どもの読書活動の推進のための様々な取組、学校図書館のフォロー等を行います。

上記の他、生涯学習センターや自由民権資料館等の施設において、主に子ども対象のイベントで読書活動推進に寄与できることがあれば、図書館の団体貸出を活用した関連本の用意やおはなし会・紙芝居上演等を行います。

#### 3 取組について

取組は、上記の市民と行政の連携した協働体制を踏まえ、基本目標に合わせて区分けしています。それぞれの取組は、その内容や、実施主体、今後の方針等を「第5章 3 個別取組」にまとめて示しました。(p. 20~)

#### 4 計画における子どもの定義

0歳から18歳までを対象とします。

#### 5 計画の期間

2020年度から2024年度までの5年間とします。

#### 6 計画の進行管理

関連部署・施設等と情報交換を行いながら、子どもの読書活動の進捗状況を確認し、各年度の状況に応じた適切な取組を実施するため、引き続き「町田市子ども読書活動推進計画推進会議」を毎年度開催します。

また、取組状況報告書を図書館ホームページに毎年公開します。



#### 第5章 本計画の取組

#### 1 重点的取組

「第三次計画」における課題であった地域でのボランティア活動を活発にしていくことや、子どもに身近な学校図書館の機能強化などを重点的取組として 推進します。

#### (1) おはなし会ボランティアの参加機会の拡充

幼少期から子どもが本と出会うきっかけづくりを行うために、図書館と各施設が連携して地域における読書推進事業を行います。また、おはなし会へのボランティアの参加を増やし、各施設でのボランティア活動を活発にするために、おはなし会ボランティアの養成やスキルアップ講座の充実を図ります。

#### (2)図書館と学校図書館連携の充実

学校図書館は、児童・生徒が読書をするためには、最も身近な場所です。学校図書館の「読書センター」「学習・情報センター」としての機能を強化します。図書館は、学校図書館の図書資料を学校支援貸出や団体貸出で補完したり、学校図書館の研修に協力するなど、学校図書館との連携を充実させていきます。各学校においては、「学校図書館活用の手引き」を活用し学校図書館担当者研修の充実を図ることや、新1年生に配布する「家庭学習推進の手引き」にて、家庭での読書活動の啓発も行ないます。

### (3)「えいごのまちだ」、国際化・多様化社会への対応

図書館の外国語の絵本や児童書の蔵書数を増やすなど、「えいごのまちだ」を推進するための事業を行う一方、外国語を母国語とする子どもたちのための外国語図書や日本語教育の図書の充実を図ります。また、2019年6月に「読書バリアフリー法」が制定されました。大活字児童書を収集したり、表記された文書を音声で聞きながら、画面上で絵や写真も見ることができるマルチメディア DAISY 図書を活用したりする等、読むことに障がいのある子どもたちへの支援をさらに充実させます。

## 2 取組一覧表

## 基本目標1 子どもが本と出会うきっかけ作り

						対	象		
取組 (グループ)		取組番号・取組名称 担当課		乳 児	幼 児	小 学 生	中 学 生 ~	保護者	施設職員
おはなし会	1	図書館	図書館	0	0	0		0	
	2	地域子育て相談センター (子育てひろば)	子育て 推進課	0	0			0	
	3	学童保育クラブ	児童青 少年課			0			
	4	子どもセンター	児童青 少年課	0	0	0			
	5	自由民権資料館まつり (町田に関する演目)	自由民権 資料館			0	0	0	
	6	きしゃポッポ・ パパと一緒にきしゃポッポ	生涯学習 センター	0				0	
	7	健診時(3歳児)	保健 予防課		0			0	
ブックトーク	8	図書館員による	図書館		0	0	0		
ブックリスト	9	図書館のおすすめリスト	図書館	0	0	0	0	0	
子ども向け 読書活動普及	10	町田市創作童話コンクール	児童青 少年課			0	0		
事業 (上記以外)	(1)	図書館のイベント・講座	図書館	0	0	0	0		
,,	12	文学館のイベント・講座	文学館	0	0	0	0		
	13	図書館見学の受け入れ	図書館		0	0	0		
	14	マイ保育園登録時の絵本配布	子育て 推進課	0				0	
	15	イベント等における本の活用	生涯学習 センター	0	0	0	0	0	
新規	16	母子バッグへのリスト同封	保健 予防課	0				0	
学校での読書 活動	17	各校特色のある読書活動	学校・ 指導課			0	0		

- ※ 重点的取組については取組番号に○をつけています。
- ※ 新規取組については取組番号の前に「新規」をつけています。

基本目標2:いつでも身近なところに本がある環境作り

						対	象		
取組 (グループ)		取組番号・取組名称	担当課	乳児	幼 児	小 学 生	中学生~	保護者	施設職員
図書資料の 充実 ( )	1	えいごのまちだ	図書館	0	0	0	0		
新規	2	図書館児童資料	図書館	0	0	0	0		
	3	公立保育園および 地域子育て相談センター	子育て 推進課	0	0				
	4	学童保育クラブ	児童青 少年課			0			
	5	子どもセンター	児童青 少年課		0	0	0		
学校図書館の 整備	6	学校図書館活用の手引き	学校• 指導課						0
	7	学校図書館蔵書整備	教育総務課・ 学校・指導課			0	0		
新規	8	学校図書館支援貸出	図書館			0	0		0
情報の発信 (保護者	9	子育てひろばカレンダー	子育て 推進課					0	
向け)	10	生涯学習 NAVI	生涯学習 センター					0	
	11	まちだ子育てサイト	子ども 総務課					0	
新規	_ 12	図書館 HP、Twitter	図書館					0	
	13	家庭学習推進の手引き	学校・ 指導課					0	
新規	<b>-</b> 14	「本と出会う場所」マップ	図書館					0	

基本目標3:子どもの読書に関わる人の配置と育成

		取組番号・取組名称 土				対	象		
取組 (グループ)				乳児	幼児	小 学 生	中 学 生 ~	保護者	施設職員
施設運営職員 育成研修	1	学校図書館担当者研修	学校・ 指導課						0
	2	新任教諭研修(図書館研修)	学校 · 指導課						0
講座	3	児童文学講座	文学館					0	
ボランティア 養成	4	地域・保護者	図書館					0	
2///	5	図書館おはなし会	図書館					0	
	6	文学館おはなし会	文学館					0	

#### 3 個別取組

## 基本目標1 子どもが本と出会うきっかけ作り

市内のさまざまな場所で、子どもたちが本と親しむ機会を作り出し、読書の素晴らしさや楽しさを体験してもらえるように、おはなし会や読書普及のためのイベントを行います。

地域のボランティアと連携・協力して、子どもの読書活動を推進するとともに、 保護者へも子どもの読書活動の大切さを伝えていきます。

#### 〇おはなし会

保育園・幼稚園や子どもセンター・地域子育て相談センターなどの各施設で、 おはなし会を行います。

番号	取組名称		主な担当課	
1-1	図書館でのおはなし会	図書館	継続	
	乳幼児向けから小学校低学年向け まで、年齢・発達にあったおはなし	現状と 課題	乳幼児向けおはなし会は参加 が、児童向けは平日午後の参加 くなっている。	
内容	会を、各図書館が工夫をこらして実施する。	今後 の 方針	土日のおはなし会、英語のおは 工作とおはなしの会など、実施 容にもバリエーションを持たも	施日程・内

1-2	「子育てひろば」でのおはな	子育て推進課	継続	
内容	「子育てひろば」(※)事業の一つとして、地域子育て相談センターが乳幼児向けおはなし会を開催する。絵本や紙芝居の読み聞かせを中心に行う。見て聞いて絵本の楽しさを味わえるように、わかりやすい絵本を提供しながら取り組	現と題今の方	子育てひろばを利用する保護者 手軽に絵本に親しんでもらい、 キンシップに有効であるという ピールしてきた。 絵本選びや、読み聞かせの方法 通したふれあい等について、図 のアドバイスを受けながら、ま を通して保護者にも引き続き発	親子のス うことをア た、絵本を る はなし会
	t.		<. <	

※子育てひろば: 在宅で育児をしている家庭を対象として、保育園等で行っている事業。地域の 子育て支援として、子育て家庭の交流の場となるように、施設開放、季節のイベント、絵本講座 など様々な取組が行われています。

1-3	学童保育クラブのおはなしま	児童青少年課	継続	
内容	在籍する子どものために、おはな し会を実施する。また、子どもセン ターや図書館のおはなし会に参加	現状 と 課題	在籍する子どもが本や読み聞かむ機会が設定できた。	せに親し
	しておはなしを聞く機会を確保する。	今後 の 方針	学童保育クラブでのおはなし会; はなしを聞く機会を確保してい。	

1-4	子どもセンターのおはなしま	会	児童青少年課	継続
		現状 と 課題	地域のボランティアグループや[ の共催で「おはなし会」を定期的 している。	
内容	市民に向けた「乳幼児向けおはなし会」を行う。	今後 の 方針	今後も継続しておはなし会の[ やしたり、地域ボランティアとの 図る。 普段やっている小学生の読み[ どの自主的な思いを発表できる! る。	の連携を聞かせな

1-5	自由民権資料館まつりのおはな (紙芝居上演)	し会	自由民権資料館	継続
	町田の郷土史に興味を持ってもら	現状 と 課題	資料館まつりのプログラムの一て、市内の紙芝居サークルへ紙 演をお願いし、実施している。	
内容	うために、「町田の民話」の紙芝居 等を実施する。	今後 の 方針	子どもたちの読書につながるよ グラムと、資料館まつりに限られ の歴史に関する資料の提供方法を ていく。	ない町田

1-6	「きしゃポッポ」等での読み聞	生涯学習センター	継続	
内容	「きしゃポッポ」、「パパと一緒に きしゃポッポ」(※)、親子対象のイ ベント等の保育を伴う事業におい	現状 と 課題	定期的に行っている読み聞かせる紹介の他に、親子対象のイベンの読み聞かせや、保育園の訪問等に大型絵本の読み聞かせを行った。	トで絵本
	て、読み聞かせや絵本の紹介を行う。	今後 の 方針	親子ひろばで「今月の絵本」の原た上で、読み聞かせを行う等のこ て、絵本を手に取ってもらえる。	工夫をし

※「きしゃポッポ」、「パパと一緒にきしゃポッポ」:ママやパパ同士で交流し、赤ちゃんとの遊びを見つけられる、子育て中の方が主役のプログラムです。遊びの時間や、絵本の読み聞かせ、おもちゃ作りなどがあります。

1-7	健診時のおはなし会		保健予防課	継続
7- 31	3歳児健診の待ち時間に、ボランテ	現状 と 課題	ボランティア団体により、3歳り 待ち時間に絵本の読み聞かせや事 実施している。実施できていない 待合には絵本を用意している。	手遊びを
内容	ィアグループの協力による絵本の 読み聞かせや手遊びを行う。	今後 の 方針	実施できていない会場でもボランが可能な範囲で、読み聞かせがっ う検討する。忠生市民センター会 忠生図書館との連携を図る。	できるよ

## **コラム** ~おはなし会~

おはなし会では、テレビのように一方から送られてくるものを見るのではなく、読み手とのコミュニケーションが成立します。読み手が子どもの反応にアドリブを返したり、目を合わせてから続きを読んだり、紙芝居中に質問を投げかけたりというような交流があるのが、テレビなどの映像メディアと違うところです。現代のメディア漬けの生活、外遊びや他者との交流不足等から、子どもたちのコミュニケーション力の低下が問題視されていますが、おはなし会はそれを解消しうる貴重な場です。また、語りを聞けるようになると、見えない世界を想像して楽しむことができるようになります。

おはなし会には子どもの想像力、コミュニケーション力を育てる力があるのです。

#### Oブックトーク

ブックトークを各学校等と協力して行います。ブックトークは、小学校中学年から中学生・高校生を対象に、読み物や知識の本等々を幅広く紹介し、子どもに「読みたい」という気持ちを起こさせるのが目的のイベントです。

1-8	ブックトーク		図書館	継続
内容	普及・継続に向けて、ブックトークのノウハウ共有とスキル向上を図る。 より効果的なPRに努める。	現と題	図書館職員が、他職員や学校に当者に実習・研修を行い、ノウルめている。図書館内でのシナリンは組みも構築した。 図書館内での実施は、参加者にいてまだ広まっていないことである。学校(図書委員会、学りラブ含む)からの依頼により図書実施する件数は増えた。	ハウオ が ク と が ク と 童 保
		今後 の 方針	シナリオやスキルを蓄積・共有 して実施していけるような体制 る。	=

#### Oブックリスト

図書館で新しく購入した本の中から子どもたちに読んで欲しい本を選定・編集し、『みんなでよもうこどもの本』などのブックリストを発行します。

1-9	図書館のおすすめブックリスト		図書館	継続
内容	<赤ちゃん向け> 「あかちゃんとたのしむえほん」 <幼児向け> 「ほんのたからじま 3・4・5 さい」 <小学生向け> 「本のたからじま」(学年ごと) その他、新しい本からおすすめ 「みんなでよもう子どもの本」、「Y A通信」等を発行する。	現と課今の方	施設、学校などで配布するほか、の夏休み読書感想文用の本の選「みんなでよもう子どもの本」総算用するなど、各課・施設で活用しっている。  今後も継続して作成・配布するにたに、調べ学習におすすめ等、対象とめたリストの作成を検討する。	選定元に 集編を使 してもら まか、 マ テーマ

## 〇子ども向け読書活動普及事業

文学館や生涯学習センターなどの各施設で、読書普及のためのさまざまなイベントを行います。

1-10	町田市創作童話コンクール	,	児童青少年課	継続
内容	青少年の創作活動の機会提供の一環として、子どもたちの豊かな人間性を育むことを目的として行っている「創作童話コンクール事業」を実施する。	現状課題	従来、ひなた村の主催事業としてきたが、ひなた村に指定管理を導入したことにより、2019年度を業はひなた村から児童青少年課と移し、青少年健全育成事業の一実施している。	者制度をから本事に主催を
		今後 の 方針	当面は、青少年健全育成事業とする。	して継続

1-11	図書館のイベント・講座		図書館	継続
内容	「一日図書館員」、「図書館の達人 養成講座(まちクエ)」のような参 加・体験型イベント、「まちだ図書 館まつり」等の図書館事業を行う。	現状 課題	定例の講座ものは参加者が減れ ある。特に「図書館の達人養成記 激減したため、内容を大幅刷新 要素を加えたところ、大変多くの に参加してもらえた。 「まちだ図書館まつり」は市民の 員会と共催で継続実施している。	講座」は しゲーム の中学生
		今後 の 方針	通年の催しとして定着させるたと Rの強化に努める。	めに、P

1-12	文学館のイベント・講座		文学館	継続
内容	文学館の特徴をいかした、子ども 対象の講座等を実施する。	現状課題	わらべ唄、ことば遊び、俳句なども対象講座や夏休み親子俳句を実施。小・中学校へ出向し、保講座等の実施。中学生対象の現代や高校生対象の読書会等を実施。また、展覧会に併せて大学等教博物館施設等との協力・連携によいトの企画、見学会等を実施。	数室など 非句実作 代詩講座 で育施設、
		今後 の 方針	アウトリーチ事業の内容、プログ 充実を図る。また、実作講座やイ ークショップ等、中学生・高校公 にした事業を実施する。	本験型ワ

1–13	図書館見学の受け入れ (利用ガイダンス、施設見学	2)	図書館	継続
内容	学校等からの見学ツアー等を受け 入れ、図書館の利用方法、図書館の	現状 と 課題	幼稚園や PTA 保護者の図書館! 学生・高校生への図書館利用ガー等も引き受けた。 新任教諭への研修では、毎回、 込み方法について説明した。	イダンス
	行っている仕事等を広める。	今後 の 方針	今後も幅広く受け入れを継続する に、より申し込みしやすい方法を る。	

1–14	マイ保育園登録時の絵本配布		子育て推進課	継続
内容	0歳で新規に「マイ保育園」登録と した赤ちゃんには絵本を配布す る。絵本に関しては、図書館と連携	現状 と 課題	マイ保育園登録者からの聞き見 も、絵本配布は好評を得てきた。 マイ保育園事業がスタートし 間、同じ絵本 (5 冊の中から登録を 選ぶ)を配付してきたが、利用者 でにもっているものが多い」等の 出ていることもあり、2019 年度を の差替えを行う。	て 5 年 者が 1 冊 から「す の意見が
	しての歳向けのものを選定する。	今後 の 方針	2019年度からの新配布絵本5和 し、評価を行う。 また、配布した絵本が有効に関 しまれるよう、これらの本を題れ み聞かせのポイント等を紹介でき 図書館と連携していく。	家庭で親対に、読

1-15	イベント等における本の活	1	生涯学習センター	継続
内容	イベントや講座等を開催する際 に、テーマや対象にあった本を展 示・紹介する。	現と題	保育室と授乳室に絵本を配置る。夏の平和祈念イベントの、 食料を再現する講座で関連する。 料を展示した。 講座に、絵本を題材にした調理 手作りおもちゃを作り、乳幼児 護者に絵本を身近に感じてもら にした。 子育で学習グループの活動の 書館見学ツアーを行い親子で図 近に感じてもらうようにした。	戦時中の 絵本や資 建実習 つ よう で、
		今後 の 方針	絵本ビブリオバトル等を実施し、 絵本を親子で共有し、身近に感 う。特に乳幼児に影響が大きい。 本に親しんでもらえるように工	じてもら み親に、

1-16	母子バッグへのおすすめ絵本リス	母子バッグへのおすすめ絵本リスト同封		新規
内容	母子手帳と一緒に配布される母子 バッグに、赤ちゃんにおすすめの	現状 と 課題	図書館が作成している「あかちっのしむ絵本」(おすすめ絵本リート)を母子バッグに入れて提供し	ーフレッ
	絵本のリストを入れる。	今後 の 方針	第三次計画の途中から実施して記着するよう今後も引き続き図書館 して配布していく。	

## 〇各学校での読書活動

市立小・中学校においてそれぞれ特色ある読書活動を行い、子どもたちの読書を推進します。

1–17	各校特色のある読書活動		学校・指導課	継続
内容	教育課程「指導の重点」に明記し、 市立小・中学校においてそれぞれ 特色ある読書活動に継続的に取り	現状 と 課題	読書指導の充実及び各教科等に学校図書館の活用について、教育「指導の重点」に位置付け、市会学校において、学校ごとに特色を活動に継続的に取り組んだ。朝の読書、本の読み聞かせないによって取組状況に差がある。	育課程 立小・中 ある読書
<b>治</b>	組む。	今後 の 方針	本の読み聞かせなどの読書集会、事と結び付けた読書の動機づけだ、読書量の増加や読書の質の「る。	を行うな

## 基本目標2 いつでも身近なところに本がある環境作り

子どもたちの読書環境を整備するため、各施設で図書資料の充実を図ります。 また、子ども向けの読書イベントや読書活動に関する情報の発信を行うなど、保 護者に向けた情報提供を充実します。

## 〇図書資料の充実

各施設で図書資料の充実を図ります。

2-1	えいごのまちだ		図書館	新規
内容	町田市が取り組む「えいごのまち だ」事業を推進し、英語の児童書を 充実する。	現状 と 課題	図書館の外国語児童書蔵書数に 4,000 冊あるが、多くの児童・生 取ってもらうには不十分である。	徒に手に
.,1		今後 の 方針	「えいごのまちだ」を推進する7 語の児童書を追加購入し、専用: を設置、PR活動を積極的に行っ	コーナー

2-2	図書館児童資料		図書館	継続
	図書館において、児童・生徒の興味	現状と課題	限られた資料費の中で、なる一 囲にまた調べ学習で使えそうなる 的に購入するようにした。	
内容	関心や調べ学習に対応できる蔵書構成、資料の充実に努めるとともに、引き続き幅広いニーズに迅速に応えられるよう、情報収集に努める。	今後 の 方針	引き続き児童・生徒の興味関心を す蔵書構成に努める。読むことに のある子どもたちも楽しめる資料 チメディア DAISY 等)は、今後で に収集していく。	こ障がい 針(マル

2-3	公立保育園および		子育て推進課	継続
2-3	地域子育て相談センター			邢 本 市 元
内容	引き続き、絵本の状況確認を行い ながら、必要に応じて本の購入や 図書館の再利用本活用で資料の充 実を図る。また図書館の団体貸出	現状 と 課題	子育てひろばや、保育園からの書等を通して、絵本が与える効果 ピールした。 保育園では、送迎時に保護者に る場所に絵本の貸出コーナーを付 発した。	果等をア
	もあわせて利用する。	今後 の 方針	今後も継続して資料の充実を図る	<b>3</b> .

2-4	学童保育クラブ	学童保育クラブ		継続
	事前にリスト等で選定した再利用 本を年代別にし、計画的に受入れ 課題	再利用本の受け入れに関しては、適当な 本がないことも多く、あまり活用できて いない。		
内容	る。団体貸出では、年代別のおすすめ等をパッケージ化することで利用の促進を図る。	今後 の 方針	団体貸出を定期的に行い、再利り いても、引き続き活用できる本に は、受け入れる。	

2-5	子どもセンター		児童青少年課	継続
内容	事前にリスト等で選定した再利用 本を年代別にし、計画的に受入れ る。団体貸出では、年代別のおすす	現状 と 課題	図書館の団体貸出を利用し、おり や夏休みの宿題対応に使用する。 一の購入以外に図書館や地域の 寄贈された図書も利用している。	センタ
	め等をパッケージ化することで利 用の促進を図る。	今後 の 方針	購入したり寄贈されたりしたもの 館の団体貸出を利用して、適宜に れ替えを行う。	

## ○学校図書館の整備

学校図書館の整備・充実を図ります。

2-6	「学校図書館活用の手引き」	l	学校・指導課	継続
内容	活用状況を把握するとともに研修 等の内容に反映させ、普及・啓発を 図っていく。	現状 と 課題	学校図書館担当者研修において図書館ハンドブック」を活用し、び運営方法等について、講義・海報交換を行った。 2019年度には「学校図書館充実プック」を「学校図書館活用のまとして改訂を行った。	蔵書及寅習、情実ハンド
		今後 の 方針	「学校図書館活用の手引き」を注 市立学校図書館の蔵書及び運営の図る。	

2-7	学校図書館の蔵書整備		学校・ 教育総務課・指導課	継続
内容	組織的・計画的な選書、調和のとれ た蔵書の構成方法について留意し ながら、考慮し、学校図書館資料の	現状 と 課題	各校は、学校図書館図書標準達成でるよう、学校図書館資料の充実に向け取組を行ってきた。 学校図書館図書標準達成率を達成しいる学校が、2019年3月現在で、小学が42校中33校、中学校が20校中8となっている。	
	充実を図る。	今後 の 方針		町田市の等を考慮組織的・

2-8	学校図書館支援貸出		図書館	新規
内容	図書館から学校図書館への貸出のしくみを改善するなど、支援方法	現状 と 課題	さるびあ図書館を拠点に、支援貨を行っている。	登出 (※)
1 10	を見直す。	今後 の 方針	貸出方法を改善することで、支持 用校数や支援貸出数を増やす。	爱貸出利

※学校図書館支援貸出:しらべ学習等に対応して、図書館が選書を行い車で配本するサービス。

## ○情報の発信(保護者向け)

ホームページや Twitter を活用して、保護者に向けた読書に関するイベント や読書活動の情報を発信します。

2-9	「子育てひろばカレンダー」の発行		子育て推進課	継続
内容	保育園で実施している子育でひろばに関する情報誌「子育でひろばカレンダー」に、図書館で開催しているおはなし会情報を掲載している。毎月25日に発行し、市内約160箇所で配布している。	現と課今の方	毎月、コンスタントに掲載していまた、より多くの親子の手に子にはカレンダーが渡るよう、配布を充に努める中、各図書館での配え見直し、補充等、連携して行って掲載機関が増えてきたことによってひろばカレンダーの構成を見ばく。情報量が増えても、読書活動がこれまで同様に行えるよう考慮	育てひろ 場所の数 た。 う、し り、し しの促 し
			ら発行を継続する。	

2-10	「生涯学習 NAVI」の発行		生涯学習センター	継続
内容	市民が参加できる講座・講演会、イベント情報を集めた情報誌「生涯学習NAVI」の中で、読書や読み聞かせに関する講座、おはなし会の情報を発信する。	現と題今の方	おはなし会等の開催情報を発信 おはなし会等の開催情報をさらい やすく発信する。	

2-11	まちだ子育てサイトの活用		子ども総務課	継続
内容	「おはなし会」等のイベントや子 どもの読書活動推進普及に役立つ	現状と 課題	保育園、子どもセンター、児童館 学習センター、図書館・文学館が 向けイベント等を掲載している。	が子ども
	情報を掲載する。	今後 の 方針	引き続き、おはなし会等の開催しかりやすく発信する。	青報を分

2-12	図書館公式ホームページ・Twitter		図書館	新規
内容	「おはなし会」等のイベントや子どもの読書活動推進普及に役立つ情報を掲載する。	現と題の分	ホームページにはおはなし会の- Twitter には臨時イベントのおけ を発信している。 ホームページのこまめな更新や、 の即時性を生かした発信を行う。	知らせ等 .Twitter

2-13	「家庭学習推進の手引き」の打	提供	学校・指導課	継続	
		現状 と 課題	市立小・中学校に通う新1年生の児童・ 生徒の家庭に配付してきた「家庭学習の 手引き」を改訂するとともに、継続的に 読書習慣の確立を啓発する。		
内容	全家庭に「家庭学習推進の手引き」を作成し、配付していく。	今後 の 方針	市立小・中学校に通う新1年生生徒の家庭に「家庭学習推進のまを配付し、継続的に読書習慣の発する。 「町田市学力向上推進プラン(多を推進するとともに、「町田市学) 進プラン(第4次)」策定に向けの取組、家庭の取組について内容する。	手引き」 確立を啓 第3次)」 カ向、学校	

2-14	「本と出会う場所」マップ		図書館	新規
内容	本に出会える施設や、おはなし会等を実施している団体の情報を集	現状 と 課題	図書館公式ホームページ (リン: 「おはなしに出会える場所」の レンク先を紹介している。	
	約した読書マップを 2020 年に作 成・公開する。	今後 の 方針	本に出会える施設(まちライブ <sup>*</sup> ブックカフェ等)の情報も集約 プの形にして紹介する。	•

## コラム ~ 「本と出会う場所」~

第四次計画の新しい取組である「『本と出会う場所』マップ」(取組番号 2-14)では、本に出会える施設(まちライブラリー、ブックカフェ等)の情報を集約し、マップの形にして紹介します。

現在、図書館ホームページでは、「おはなしに出会える場所」として市内の家庭文庫・地域文庫や、市の施設を紹介しています。

家庭文庫・地域文庫とは、個人が家庭の一部を開放、または町内会等が施設等を確保して、児童図書を備える読書施設。"地域文庫"という名称は、町田市において1950年代に使われたことが始めだといわれているそうです。(『最新図書館用語大辞典』 柏書房/2004年より)

市内には、長年活動し、文部科学大臣から「子どもの読書活動優秀実践団体」として表彰も受けた「かえで文庫」(成瀬コミュニティセンター内)や「柿の木文庫」(大蔵町)のほか、「おひさまぶんこ」(玉川学園)、「すずかけ文庫」(南つくし野)、「ひろば文庫」(木曽西)などがあり、家庭や地域で、児童図書の貸出やおはなし会等の活動をされています。

## 基本目標3 子どもの読書に関わる人の配置と育成

図書館を中心に、学校や子育て関連部門と連携・協力して、施設運営職員への支援を行います。

## ○施設運営職員の育成研修

学校図書館に関わる人などの育成研修を行います。

3–1	学校図書館担当者研修		学校・指導課	継続
内容	図書指導員・学校司書が司書教諭 等と連携して円滑な図書館運営を 図れるよう、学校ごとの組織的・計 画的な蔵書管理、調和のとれた蔵	現状 と 課題	学校図書館担当者研修を、年3回から5回に増やした。2018年度には、第5回学校図書館担当者研修において、大学教授による研修を計画し、図書指導員の専門性や意欲を向上につながるように研修内容を改善した。	
	書や環境整備、学校図書館を活用 した学習等、学校図書館を充実し ていくための研修を行う。また、図 書指導員間での情報共有を行う。	今後 の 方針	2020年3月に「学校図書館活用の手引き」を策定し、学校図書館と担当者研修会において、「学校図書館活用の手引き」の周知を図るとともに、手引きに掲載された内容や実践事例を踏まえた研修を計画する。	

3-2	新任教諭への図書館研修		学校・指導課	継続
内容	研修を通して、専門性が深まるよ うに啓発していく。	現状 と 課題	中央図書館で研修を開催し、図	
		今後 の 方針	今後の授業に役立つよう、市立/ 校の新任教諭への図書館実地研	

# 〇講座

町田市民文学館ことばらんどでは、保育付きの児童文学等に関する講座を行います。

3-3	児童文学講座の実施		文学館	継続
内容	児童文学への理解を深めることに より、個人の読書行動や子どもの 読書に関わる活動に寄与する。	現と題後の針	児童文学者、翻訳家、絵本作業 た質の高い講座を実施。関心は東 育児中の保護者の参加が伸びない付き講座」の内容を再検証し、 保護者が魅力的と感じるテーマの ついて、検討する必要がある。 児童文学講座には、おはなしま わる市民の参加が多く見受けられる。対応できる人員が少し地域館でも場合により対応できた。 育児中の保護者が参加しやすいま 施する。	高い育の会れて増が、有のに関い、寄りに関います。

# 〇ボランティア養成

読み聞かせ等ができるボランティアを養成します。

3-4	保護者向け絵本の 読み聞かせ講座の実施		図書館	継続
内容	保育園・幼稚園や小学校で読み聞かせを行っている保護者に対して、絵本の読み聞かせ講座を実施する。	現状 課題	対応できる人員が少し増え、 も場合により対応できた。乳幼児 の選び方・与え方については幼稚 育園からのほか、まあちでも依頼 行った。 小学校の保護者向けには、一般 からの依頼により出張で行ってい 中央館での集中講義形式に変更 たところ好評で、応用編も行う。 った。	見への本 性園・保 類により 部の学校、 い い い い い し い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に の に が に の に 。 に に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。
		今後 の 方針	市内のどこからでも参加しやでに、中央図書館以外の会場でも実	

3–5	図書館おはなし会ボランティアの	の養成	図書館	継続
内容	ボランティアの更なる活躍のため、レベルアップ研修、おはなし会 スキル講習を検討し、実施する。	現状課題	乳幼児向けおはなし会のボランだけでは、養成とフォローアップを行った。語り手ボランティア養成は、初回に講演会形式で「語り」で講師に実演を交えて説明してき、その講演会をもって既活動をロー研修とした。ここ数年、同じ同じ講師で開催している。	を分けて 成講座で につい ていただ 者のフォ
		今後 の 方針	乳幼児向けおはなし会ボランテーはなし会語り手ボランティアの表え、おはなし会を任せられるボラア養成講習も開始する。	養成に加

3–6	文学館おはなし会ボランティアの養成		文学館	継続
内容	「ちちんぷいぷい支援隊」メンバー の更なるレベルアップを図るため の研修を継続して行う。メンバー 以外の子どもの読書に関わる人も 研修に参加してもらう。	現と課後の針	「ちちんぷいぷい支援隊」メス 技能向上のため、わらべ唄、絵を聞かせを中心とした研修を、外籍を講師に迎えて実施。 予算の都合上、外部講師を迎え修は年1回になったため、保育となる内部研修を年1回実施。 研修実施方法、実施回数の見直でする。	本の読み部専門家えての研土が講師

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年12月12日)
- 2 衆議院文部科学委員会における付帯決議(平成 13 年 11 月 28 日)
- 3 町田市子ども読書活動推進計画推進会議設置要領 (2017 (平成 29) 年 8 月 1 日)
- 4 第四次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領 (2018 (平成30) 年9月1日)
- 5 第四次計画策定委員会名簿
- 6 第四次町田市子ども読書活動推進計画策定の経過
- 7 第一次計画と第二次計画の振り返り
- 8 町田市における児童・生徒の読書活動について (全国学力・学習状況調査(平成29年度)町田市の結果)

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日) (法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び 地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必 要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計 画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の青務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの 読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるも のとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化 に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

- 第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進 基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に 報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。 (都道府県子ども読書活動推進計画等)
- 第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府 県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子ども の読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進 計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子 どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

(第153回国会 平成13年11月28日)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- ー 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境 を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書 活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的 判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子 どもの参加については、その自主性を尊重すること。

#### ○町田市子ども読書活動推進計画推進会議設置要領

平成29年8月1日施行 生涯学習部図書館

#### 第1 設置

町田市子ども読書活動推進計画(以下「計画」という。)を効果的に推進するため、 町田市子ども読書活動推進計画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

#### 第2 所掌事務

推進会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画の進捗状況の検証に関すること。
- (2) 計画の総合調整に関すること。
- (3) 計画の推進に係る情報交換及び連携に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の推進に関し必要な事項

#### 第3 組織

- 1 推進会議は、委員14人をもって組織する。
- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は指名する。

#### 第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、4回を限度とする。

#### 第5 委員長等

- 1 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### 第6 会議

- 1 推進会議は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

#### 第7 庶務

推進会議の庶務は、教育委員会事務局生涯学習部図書館において処理する。

#### 第8 委任

この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

## 別表 (第3関係)

町田市公立小学校長会の代表 1人 町田市公立中学校長会の代表 1人 町田市立小学校の読書活動に携わる保護者 1人 町田市立中学校 PTA 連合会の代表 1人 町田市私立幼稚園協会の代表 1人 町田市法人立保育園協会の代表 1人 町田市法人立保育園協会の代表 1人 図書館又は学校図書館に係るボランティア 2人 町田市立図書館協議会の代表 1人 子ども生活部児童青少年課長 子ども生活部児童青少年課長 子ども生活部子育て推進課長 教育委員会事務局学校教育部教育総務課長 教育委員会事務局学校教育部指導課長 教育委員会事務局生涯学習部図書館長

## ○第四次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領

2018年9月1日施行 生涯学習部図書館

#### 第1 設置

第四次町田市子ども読書活動推進計画(以下「第四次計画」という。)の策定に資するため、第四次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

#### 第2 所掌事務

委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第四次計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

#### 第3 組織

- 1 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長及び委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長 教育委員会生涯学習部長

委員 保健所保健総務課長

子ども生活部子ども総務課長

教育委員会学校教育部教育総務課長

教育委員会学校教育部指導課長

教育委員会生涯学習部生涯学習総務課長

教育委員会生涯学習部図書館長

町田市公立小学校長会代表

町田市公立中学校長会代表

#### 第4 委員長

- 1 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

#### 第5 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

#### 第6 作業部会

- 1 委員会に作業部会を置く。
- (1) 学校教育における読書活動推進に関すること(以下「学校作業部会」という。)
- (2) 家庭、地域における読書活動推進に関すること(以下「家庭・地域作業部会」という。)
  - 2 作業部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 推進計画に係る基礎データの収集及び分析に関すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項
  - 3 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 4 部会長は、教育委員会生涯学習部図書館長をもって充て、各作業部会のリーダーは、部会員の互選とする。
  - 5 部会員は、次に掲げる課又は教育機関の職員のうちから、委員長が指名する。
  - (1) 学校作業部会部会員

教育委員会学校教育部教育総務課 教育委員会学校教育部指導課 町田市立小学校 町田市立中学校

(2) 家庭・地域作業部会部会員

保健所保健予防課

子ども生活部子ども総務課 子ども生活部児童青少年課 子ども生活部子育て推進課 教育委員会生涯学習部生涯学習総務課 教育委員会生涯学習部生涯学習センター

教育委員会生涯学習部図書館

- 6 作業部会は、部会長が招集する。
- 7 部会長は、必要があると認めるときは、作業部会に部会員以外の者の出席を求めることができる。

#### 第7 庶務

委員会の庶務は、教育委員会生涯学習部図書館において処理する。

## 第8 委任

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

# 第四次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

生涯学習部長	中村 哲也	委員長
保健所、保健総務課長	黒田 豊	2018 年 9 月~ 2019 年 3 月
	樋口 貴晴	2019年4月~
子ども生活部 子ども総務課長	石坂 泰弘	2018 年 9 月~2019 年 3 月
1 C 0 工门口印 1 C 0 ME4分析区	鈴木 亘	2019年4月~
学校教育部 教育総務課長	田中 隆志	
学校教育部 指導課長	金木 圭一	
生涯学習部 生涯学習総務課長	佐藤 浩子	
町田市公立小学校長会代表 (南第一小学校)	清水 淳	
町田市公立小学校長会代表(木曽中学校)	大石 眞二	2018 年 9 月~2019 年 3 月
町田市公立小学校長会代表(小山田中学校)	岩田 哲生	2019年4月~
生涯学習部 図書館長	近藤 裕一	

# 第四次町田市子ども読書活動推進計画策定員会作業部会員名簿(学校作業部会)

図書館長	近藤 裕一    部会長
学校教育部 教育総務課 学校運営支援係 担当係長	松村 梓
学校教育部 指導課 指導主事	高木 孝輔

# 第四次町田市子ども読書活動推進計画策定員会作業部会員名簿(家庭・地域作業部会)

図書館長	近藤 裕一    部会長
保健所 保健予防課 事業第2係	福井 紀子
保健所 保健予防課 町田地域保健係	平野 優香
子ども生活部 子ども総務課 企画総務係	吉田 織子
子ども生活部 児童青少年課 学童保育係	秋葉 晴江
子ども生活部 児童青少年課 子どもセンター ぱお	矢代 裕子

子ども生活部 子育て推進課 事業係担当係長	北島 祥子	
生涯学習部 生涯学習総務課 自由民権資料館 係長	宮本 揚子	
生涯学習部 生涯学習センター	菊島 登志子	
	磯部 麻友	
生涯学習部 中央図書館 児童サービス担当係長	下元 奈々	
生涯学習部 中央図書館	原田 理子	2018 年 9 月~ 2019年3月
	白井 真央	2019年4月~
生涯学習部 鶴川駅前図書館	澤潟悟	

第四次町田市子ども読書活動推進計画策定の経過

会議名	開催日	協議・検討内容
第1回第四次町田市子ども	2018年10月26日	第四次子ども読書活動推進計画
読書活動推進計画策定委員会		策定の進め方等の検討
第1回「学校作業部会」・	2018年10月26日	計画の取組案とその集約の方法
「家庭・地域作業部会」		について説明
第 16 回町田市子ども読書活	2019年1月29日	第四次町田市子ども読書活動推
動推進計画推進会議		進計画策定について説明
第2回「家庭·地域作業部会」	2019年2月20日	たたき台を元に学校以外の計画
		の取組について検討
第2回「学校作業部会」	2019年2月22日	たたき台を元に学校の取組につ
		いて検討
第2回第四次町田市子ども読	2019年5月29日	第四次町田市子ども読書活動推
書活動推進計画策定委員会		進計画(仮案)について検討
第 17 回町田市子ども読書活	2019年6月27日	第四次町田市子ども読書活動推
動推進計画推進会議		進計画(仮案)について意見交換
第3回「学校作業部会」	2019年7月5日	学校の取組について検討
第3回第四次町田市子ども読	2019年7月31日	第四次町田市子ども読書活動推
書活動推進計画策定委員会		進計画(原案)について検討
第3回「家庭・地域作業部会」	2019年7月31日	学校以外の計画の取組について
		検討
第4回「学校作業部会」	2019年7月31日	学校の取組について検討
市民意見募集	2019年10月1日	10 44 の辛日 たいようかく
	~31 日	13 件の意見をいだだく
第4回第四次町田市子ども	2010年11日22日	第四次子ども読書活動推進計画
読書活動推進計画策定委員会	2019年11月22日	最終案の確認

第一次計画と第二次計画の振り返り

## 1 「第一次計画」の取組

「第一次計画」(2005~2009 年度)では、取組を以下の4つの領域に分け、実施しました。

- ① 家庭に向けての取り組み
- ② 地域に向けての取り組み
- ③ 学校における子どもの読書活動の推進
- ④ 公立図書館における子どもの読書活動の推進

大きなところでは、「①家庭に向けての取り組み」において、特に乳幼児とその保護者を対象として、図書館等での乳幼児向けおはなし会の実施開始、子育てひろば事業と図書館乳幼児向けおはなし会の連携を行いました。

また、図書館と学校図書館との連携を図るため、団体貸出制度に加え、学校 図書館支援貸出制度を開始し、学校授業の調べ学習等へのサポートを図りました。

#### 2 「第二次計画」の取組

「第二次計画」(2010~2014年度)では、関係部署・施設等の情報交換、取組の進捗確認を行うため、町田市子ども読書活動推進計画推進会議を設置しました。2011年度から、継続して毎年2回実施しています。

また、「第二次計画」では基本理念と3つの基本目標を定めました。取組は、 この3つの基本目標に従って区分けしました。

## 基本理念 「自ら進んで本を読む子を育てる」

基本目標1:子どもが本と出会うきっかけ作り

基本目標2:いつでも身近なところに本がある環境作り

基本目標3:子どもの読書に関わる人の配置と育成

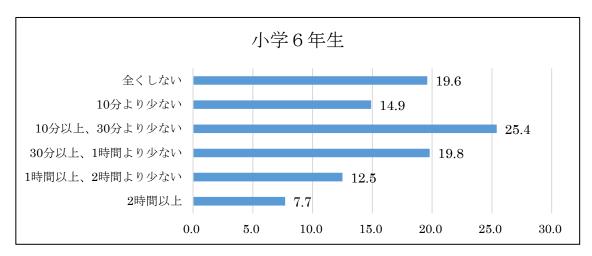
「基本目標1:子どもが本と出会うきっかけ作り」の取組として、年齢・学年 別おすすめブックリストを図書館が作成し、各施設へ配布などを行いました。

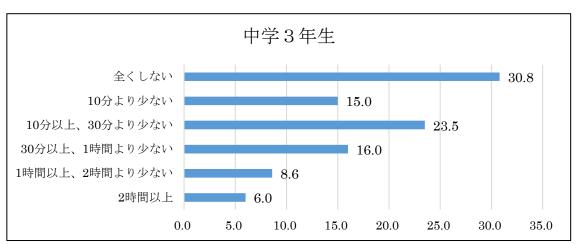
「基本目標2:いつでも身近なところに本がある環境作り」、「基本目標3: 子どもの読書に関わる人の配置と育成」の取組においては、学校図書館支援ボランティア(図書指導員)の配置・研修、学校図書館システムの全校導入などに取り組み、実現することができました。

町田市における児童・生徒の読書活動について (全国学力・学習状況調査(平成29年度)町田市の結果)

Q. 学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、 読書をしますか。(教科書や参考書、漫画や雑誌は除きます。)

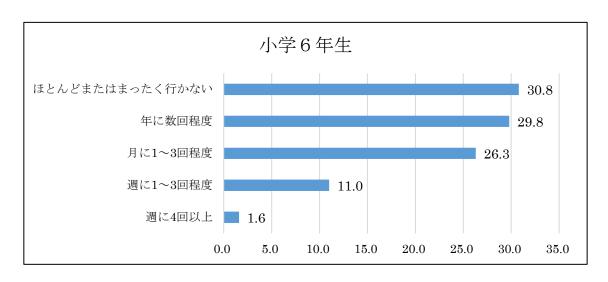
	2 時間以上	1時間以上、 2 時間より 少ない	30 分以上、 1 時間より 少ない	10 分以上、30 分より少ない	10分より少ない	全く しない
小学校 6 年生	7. 7	12. 5	19.8	25. 4	14. 9	19.6
中学校 3 年生	6. 0	8.6	16. 0	23. 5	15. 0	30.8

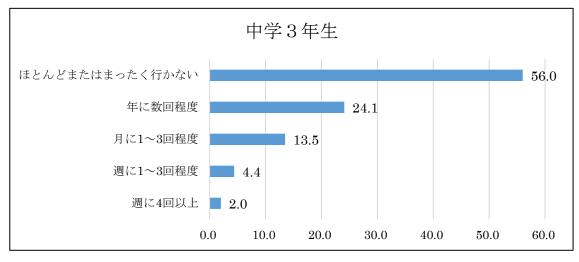




Q. 昼休みや放課後、学校が休みの日に、本(教科書や参考書、漫画や雑誌は除きます。) を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくら い行きますか。

	週に4回以上	週に 1~3 回 程度	月に 1~3 回 程度	年に数回程度	ほとんどまた はまったく行 かない
小学校 6 年生	1.6	11.0	26. 3	29.8	30.8
中学校 3 年生	2.0	4.4	13. 5	24. 1	56. 0





# 第四次 町田市子ども読書活動推進計画

発 行 町田市教育委員会

T194-8520

町田市森野2-2-22

042-722-3111 (代表)

http://www.city.machida.tokyo.jp

発行年月 2020年2月

編 集 町田市教育委員会生涯学習部図書館

刊行物番号 19-71

印 刷 庁内印刷